

※ 動画概要欄に訂正事項を記載している場合があります。

定期報告制度改正説明会

(令和7年1月8日)

大阪市・堺市・岸和田市・和泉市・羽曳野市・大阪府・大阪建築防災センター

CV : おんどくさん
いらすと : いらすとや・そこすと

Ⅱ-① 事務所その他これに類するものの 指定範囲の拡大について

背景

国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000928.html>
<<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001766981.pdf>>

- 大阪市北区でビル火災発生
- 類似物件を調査し、違反・不十分な維持管理を確認
- 今後の防火・避難対策等に関する検討会を実施



調査・検査・点検対象

【民間建築物】

- ・「法第6条第1項第1号に掲げる建築物」で、政令で定めるもの
- ・「特定建築物」で、特定行政庁が指定するもの
- ・「特定建築設備等」で、政令で定めるもの及び特定行政庁が指定するもの

【国、特定行政庁等の建築物】

- ・「特定建築物」
- ・「特定建築設備等」

※特定建築設備等：昇降機 及び 特定建築物の昇降機以外の建築設備

改正趣旨

大阪市北区ビル火災（令和3年）に伴う緊急立入検査により、比較的小規模な雑居ビル等においても一定の建築基準法令違反が確認されたことから、民間の建築物において特定行政庁が定期報告制度の対象として指定可能な範囲を拡大するべきとの提言※を踏まえ、「特定建築物」の範囲を拡大。

※大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書（令和4年6月）

背景

国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000928.html>
<<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001766981.pdf>>

改正趣旨

大阪市北区ビル火災（令和3年）に伴う緊急立入検査により、比較的小規模な雑居ビル等においても一定の建築基準法令違反が確認されたことから、民間の建築物において特定行政庁が定期報告制度の対象として指定可能な範囲を拡大するべきとの提言※を踏まえ、「特定建築物」の範囲を拡大。

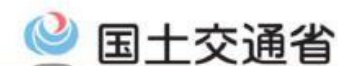
※大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書（令和4年6月）

「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書」の概要 別添	
今後の防火・避難対策等	
直通階段が一つの建築物に係る防火・避難対策のパッケージ	
(ア)建築物の安全性向上に向けた誘導策	2方向避難の確保等 ①-1【原則】 既存の直通階段から離れた位置への直通階段の増設又は避難上有効なバルコニー [※] の設置 ※ タラップ等が設置され、階段を介さず直通階段等に安全に避難できるバルコニー or ①-2【補完的な代替措置】 直通階段から離れた位置への「退避区画」の確保 ※ 移動されるまでの一定の間、煙から避難できるスペース and ② 直通階段の防火・防煙対策 上層防煙対策 ② 直通階段の防火・防煙対策 <防火設備> ・遮炎・遮煙性能を有するもの <開口部> ・外部からの火勢が容易に侵入するもの ・避難器具を設置 ※ これらの措置は、正以上の直通階段の設置等が求められる建築物 [※] に適用。新築・増築を問わず適用。 ※ 上記の考え方を踏まえ「直通階段が一つの建築物における防火・避難対策パッケージ」をとりまとめる。関係を実施。
	所有者の改修負担軽減のための支援措置 避難訓練の指導 ※ 「直通階段が一つの建築物における防火・避難対策パッケージ」に基づき、指導を行う。
	(イ)安全性向上のための改修推進に資する既存不適格建築物の増改築等時の規制の合理化措置
	(ウ)法令に違反する建築物への是正指導の徹底対策 a 消防法令違反の是正強化 ※ 建築物が一つの建築物にあっては、画一的な立ち入り検査を実施。 ※ 防火・防煙等の規制を適用。 ※ 法令や省令等の改正等による規制の強化を徹底。 b 建築基準法違反の是正強化 ※ 建築基準法令第5条等に規定する是正指導の徹底。 ※ 定期調査報告制度の指定対象範囲の拡大。
研究開発	
ガリリン等による火災の被害軽減に資する製品の技術開発の促進 (例) ガリリン火災を発生させるマッドやブラックアウト、煙幕等	
危険物の取扱い	
ガリリンスタンドにおけるガリリンの適正販売の徹底 ※ 消防隊による巡回等により、現在販売されている製品の未入庫品等の適正な販売を徹底。 ※ ガリリンスタンドにおける不適切な取扱いの防止について徹底。	

b 建築基準法違反の是正強化
※建築基準法令違反等に係る是正指導の徹底
※定期調査報告制度の指定対象範囲の拡大

特定行政庁が指定可能な範囲を拡大

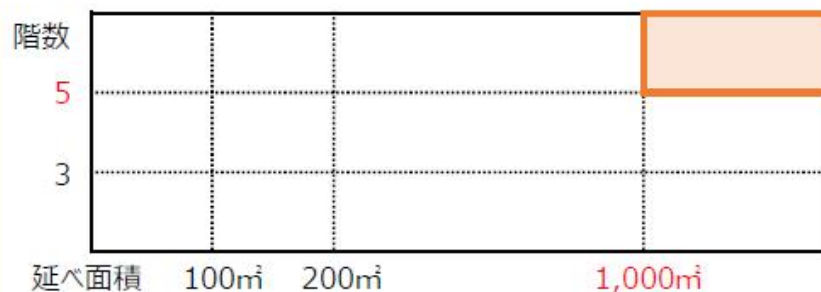
改正概要



特定建築物のうち、事務所その他これに類する建築物について、対象範囲を拡大する。

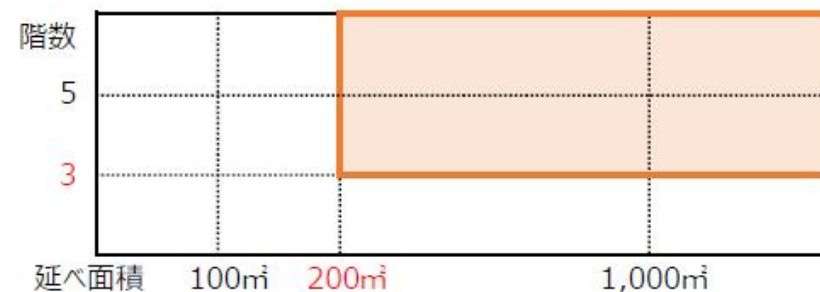
現行

事務所その他これに類する建築物のうち、
階数 5 以上で延べ面積 1,000㎡ 超のもの



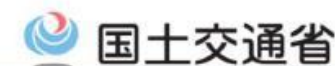
改正

事務所その他これに類する建築物のうち、
階数 3 以上で延べ面積 200㎡ 超のもの



特定行政庁が指定可能な範囲を拡大

改正概要



特定建築物のうち、事務所その他これに類する建築物について、対象範囲を拡大する。

現行

事務所その他これに類する建築物のうち、
階数 **5** 以上で延べ面積 **1,000㎡** 超のもの



改正

事務所その他これに類する建築物のうち、
階数 **3** 以上で延べ面積 **200㎡** 超のもの

事務所その他これに類する建築物とは？



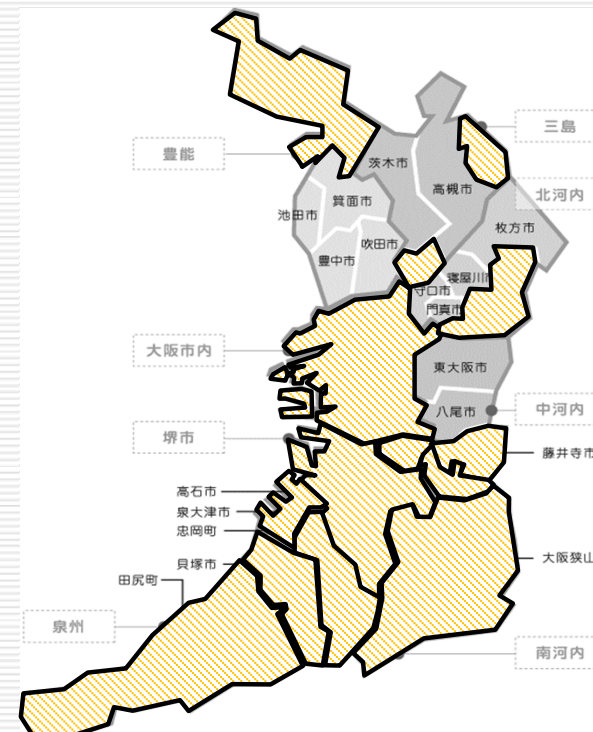
事務所、市役所、町役場、学校教育法に基づかない塾や学校、郵便局、銀行、
損害保険代理店、不動産事務所、自動車教習所、研究を執る施設等があります。

詳細は所管の特定行政庁にお問合せください。

大阪府内における改正の内容

事務所その他これに類する用途に供する建築物 ※「床面積」とは、用途に供する部分の床面積をいう	
改正前 (～R7.3.31)	階数が5以上であり、床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ※ 階数の計算について、地階を算入しない。
改正後 (R7.4.1～)	階数が3以上であり、床面積の合計が200㎡を超えるもの (地階及び3階以上の階における床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。)

- 変更される市町村は大阪市、堺市、岸和田市、和泉市、羽曳野市、能勢町、豊能町、島本町、摂津市、交野市、四條畷市、大東市、柏原市、松原市、藤井寺市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市、大阪狭山市、高石市、泉大津市、忠岡町、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町



拡大する報告対象規模

【令和7年3月31日まで】

用途記号	報告対象の用途	規模（※1, ※2） （その用途に供する床面積の合計）
事	事務所その他 これに類するもの	階数が5以上であり、 床面積の合計が3,000㎡以上あるもの

※1 避難階にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外。

※2 階数に地階を算入していません。



【令和7年4月1日より】

用途記号	報告対象の用途	規模（※1, ※2, ※3） （その用途に供する床面積の合計）
事	事務所その他 これに類するもの	階数が5以上であり 延べ面積が1,000㎡を超えるもの
事小	事務所その他 これに類するもの （小規模民間事務所等）	階数が3以上であり、 床面積の合計が200㎡を超えるもの

※1 避難階にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外。

※2 地階及び3階以上の階における事務所等用途に供する床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものは定期報告対象外。

※3 小規模民間事務所等は検査項目が少なくなります。

(階数)				事
5				
3				
(延べ面積)	200㎡	1,000㎡	3,000㎡	

(階数)		事小	事	
5				
3				
(延べ面積)	200㎡	1,000㎡	3,000㎡	

調査・検査の内容

国土交通省HP <<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001766981.pdf>>

	・事務所その他これに類する建築物のうち、 階数 5 以上かつ延べ面積1,000㎡超	・事務所その他これに類する建築物のうち、 階数 4 以下又は延べ面積1,000㎡以下（今回追加）
特定建築物	・地盤及び敷地 ・建築物の外部 ・屋上及び屋根 ・建築物の内部 ・避難施設等 ・その他	・建築物の内部 ・避難施設等 } のうち、 直通階段及び 縦穴区画に係る項目
建築設備	・換気設備 ・排煙設備 ・非常用の照明装置、 ・給水設備及び排水設備	(なし)
防火設備	・防火扉 ・防火シャッター ・防火クロススクリーン ・ドレンチャー等	・防火扉 ・防火シャッター ・防火クロススクリーン ・ドレンチャー等 } のうち、 縦穴区画を形成するもの

報告時期と内容

用途記号	報告対象の用途	規模（※1，※2，※3） （その用途に供する床面積の合計）	特定建築物 の調査	建築設備 の検査	防火設備 の検査
事	事務所その他 これに類するもの	階数が5以上であり、 床面積の合計が1,000㎡を 超えるもの	令和7年 令和10年 令和13年	毎年1回	毎年1回
事小	事務所その他 これに類するもの （小規模民間事務所等）	階数が3以上であり、 床面積の合計が200㎡を 超えるもの	以降3年 ごとに1回	対象外	

※1 避難階にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外。

※2 地階及び3階以上の階における事務所等用途に供する床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものは定期報告対象外。

※3 小規模民間事務所等は検査項目が少なくなります。

【注意】令和7年度の調査・検査について



(通知書)

令和7年〇月〇日

対象建築物の所有者(管理者)様

〒〇〇〇-〇〇〇〇
大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
大阪 太郎 様

〇〇市役所 〇〇課
TEL. 000-000-0000

特定建築物の維持管理に関する定期調査報告書の提出について (通知)

建築物は、建築された当初は安全性等についても確保されていますが、経年により、劣化や損傷、性能低下が生じます。その対策として、建築物の劣化状態や防災上の問題を早期に把握し、改善を行っていく等の維持管理が、事故を未然に防ぐとともに、長く建築物を使用するためにも不可欠です。
このため、建築基準法第96条において、「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物を常時適法な状態に維持すること」第12条第1項において「多数の者が利用する建築物等（特定建築物）について、定期的に有資格者による調査を行ない、その結果を特定行政庁（大阪府知事）に報告すること」が規定されています。

つきましては、左記の建築物は、令和7年度（2025年度）の標記定期調査の対象になると思われますので、同封の説明書を参照の上、有資格者の定期調査を受けて、下記の要領により報告して下さい。

なお、大阪府では、この定期報告業務の窓口を一般財団法人 大阪建築防災センターとしていますので、同センターの別紙資料をご参照下さい。

(注) 所有(管理)している建築物が対象外、又は対象かどうかの判断に苦慮する場合は、お手数ですがその旨を同封の「対象物件連絡票」にて本府担当課までメール又はFAXでお知らせ願います。

記

1. 提出書類 定期調査報告書
2. 提出期限 令和 7 年 12 月 25 日 (木)
3. 定期報告書提出先 一般財団法人 大阪建築防災センター
〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-17
高田屋大手前ビル 3階
TEL (06) 6943-7275

4. その他 定期報告制度の解説動画をYouTubeで公開しています。



※お問合せの際、記号番号を必ずお伝えください。

用途に供する面積を“事前”にご確認いただきますようよろしくお願いします！

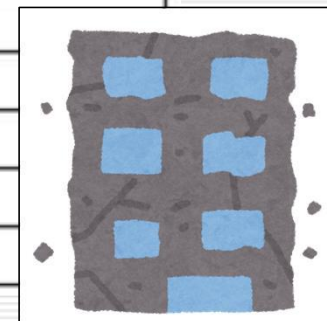
Ⅱ-② 維持保全計画について

維持保全の準則・計画とは

- 特定の建築物の所有者や管理者は、維持保全計画を作成し、その他適切な措置を講じなければいけません（建築基準法第8条）
- 一定規模を超える建築物等の所有者、管理者は、必要に応じ建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成その他適切な措置を講ずる義務が課されています。

昭和60年建設省告示第606号 第3第1項の計画に定めるべき事項

1	建築物の利用計画
2	維持保全の実施体制
3	維持保全の責任範囲
4	占有者に対する指導等
5	点検
6	修繕
7	図書の作成、保管等
8	資金計画
9	計画の変更
10	その他



維持保全計画の作成が必要な建築物

令和7年3月31日まで

大阪府HP < https://www.pref.osaka.lg.jp/o130190/kenshi_anzen/izihozen.html >

対象用途	規模
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会所等 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設等 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場等 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもの(個室ビデオ店、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶店、テレフォンクラブを含む)、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの(当該床面積の合計が200㎡以下のものにあつては、階数が3以上のものに限る。)
倉庫 自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ	当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの
事務所その他これに類するもの	地階を除く階数が5以上で、当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの

- 定期報告と異なり定期的に提出いただくものではありませんが、計画の作成が必要な建築物については維持保全計画を作成し、適切な維持管理をおこなってください。

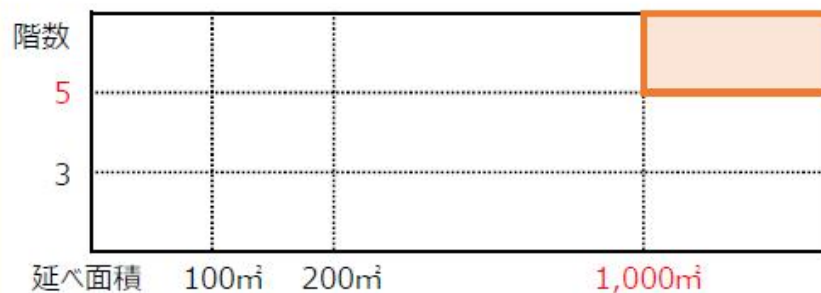
特定行政庁が指定可能な範囲を拡大

改正概要

事務所その他これに類する建築物について、対象範囲を拡大する。

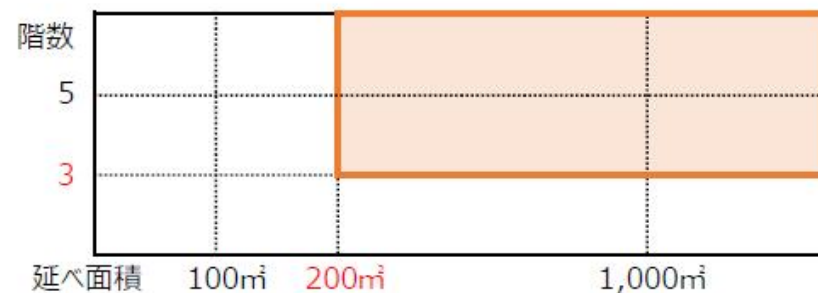
現行

事務所その他これに類する建築物のうち、
階数5以上で延べ面積1,000㎡超のもの



改正

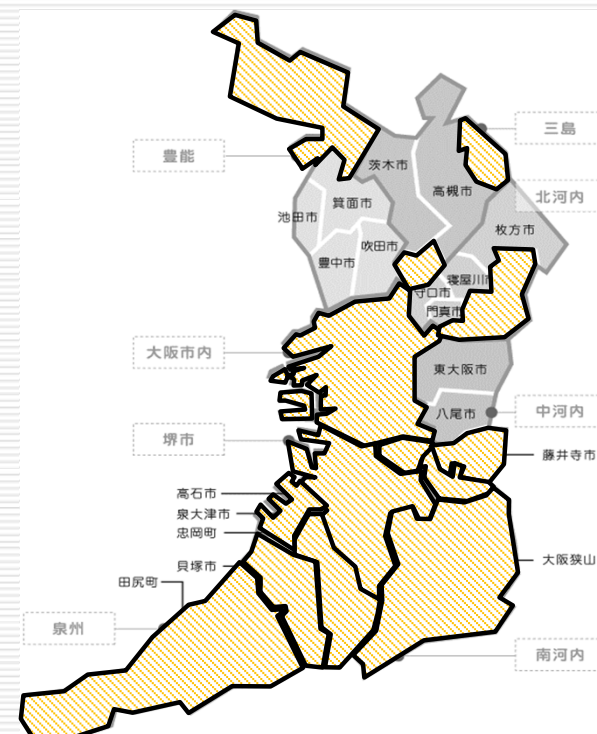
事務所その他これに類する建築物のうち、
階数3以上で延べ面積200㎡超のもの



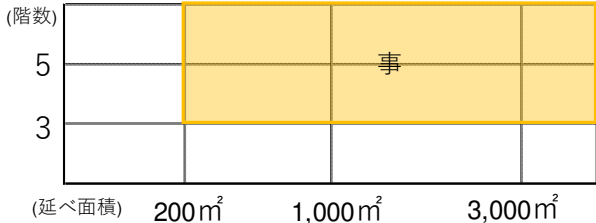
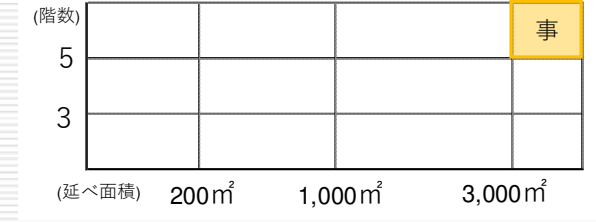
大阪府内における維持保全に関する準則の 作成等を要する建築物の対象拡大の概要

事務所その他これに類する用途に供する建築物 ※「床面積」とは、用途に供する部分の床面積をいう	
改正前 (～R7.3.31)	階数が5以上であり、床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ※ 階数の計算について、地階を算入しない。
改正後 (R7.4.1～)	階数が3以上であり、床面積の合計が200㎡を超えるもの (地階及び3階以上の階における床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。)

- 変更される市町村は大阪市、堺市、岸和田市、和泉市、羽曳野市、能勢町、豊能町、島本町、摂津市、交野市、四條畷市、大東市、柏原市、松原市、藤井寺市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市、大阪狭山市、高石市、泉大津市、忠岡町、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

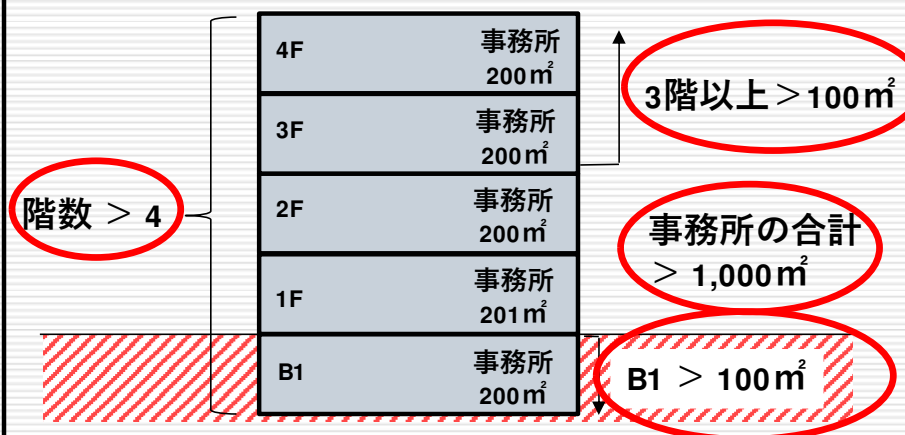
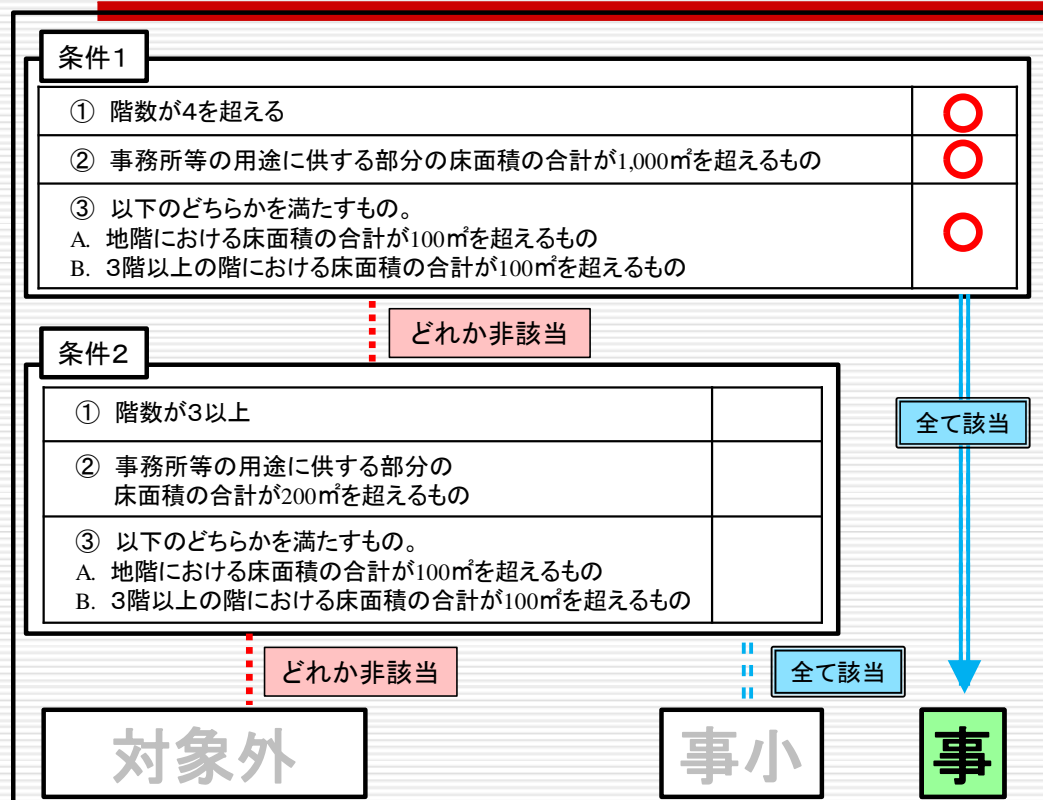


まとめ(令和7年4月1日からの対象規模)

変更あり	☐ 大阪市、堺市、岸和田市、和泉市、羽曳野市、能勢町、豊能町、島本町、摂津市、交野市、四條畷市、大東市、柏原市、松原市、藤井寺市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市、大阪狭山市、高石市、泉大津市、忠岡町、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町		
	対象用途	規模	
	事務所その他これに類するもの	階数が3以上であり、床面積の合計が200㎡を超えるもの(地階及び3階以上の階における床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。)	
変更無し	☐ 豊中市、東大阪市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、箕面市、門真市、池田市		
	対象用途	規模	
	事務所その他これに類するもの	階数が5以上であり、床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ※ 階数の計算について、地階を算入しない。	

Ⅱ-③ 報告対象の該当・非該当の 考え方について

対象の考え方(事例紹介1 事務所)



報告が必要

対象の考え方(事例紹介2 小規模民間事務所等)

条件1	
① 階数が4を超える	×
② 事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	○
③ 以下のどちらかを満たすもの。 A. 地階における床面積の合計が100㎡を超えるもの B. 3階以上の階における床面積の合計が100㎡を超えるもの	○

↓ どれか非該当

条件2	
① 階数が3以上	○
② 事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの	○
③ 以下のどちらかを満たすもの。 A. 地階における床面積の合計が100㎡を超えるもの B. 3階以上の階における床面積の合計が100㎡を超えるもの	○

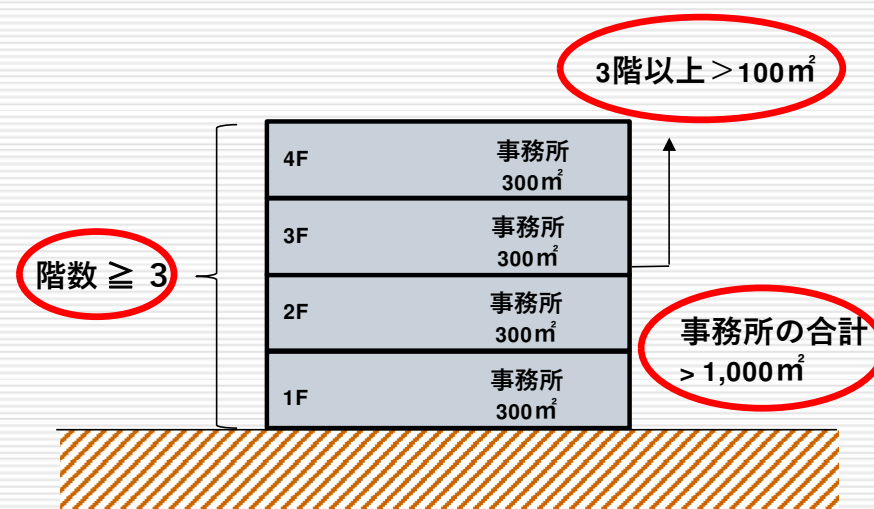
↓ どれか非該当

対象外

事小

事

全て該当



報告が必要

対象の考え方(事例紹介3 小規模民間事務所等)

条件1	
① 階数が4を超える	○
② 事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	×
③ 以下のどちらかを満たすもの。 A. 地階における床面積の合計が100㎡を超えるもの B. 3階以上の階における床面積の合計が100㎡を超えるもの	○

↓ どれか非該当

条件2	
① 階数が3以上	○
② 事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの	○
③ 以下のどちらかを満たすもの。 A. 地階における床面積の合計が100㎡を超えるもの B. 3階以上の階における床面積の合計が100㎡を超えるもの	○

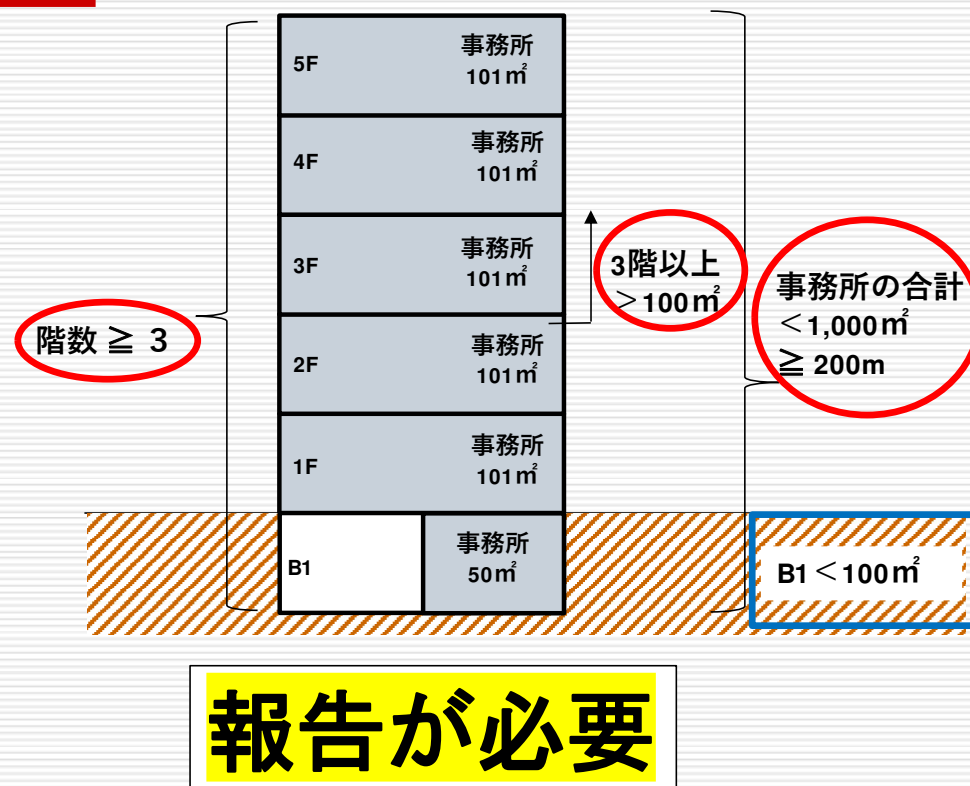
↓ どれか非該当

対象外

事小

事

全て該当



対象の考え方(事例紹介4 小規模民間事務所等)

条件1	
① 階数が4を超える	×
② 事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	×
③ 以下のどちらかを満たすもの。 A. 地階における床面積の合計が100㎡を超えるもの B. 3階以上の階における床面積の合計が100㎡を超えるもの	○

↓ どれか非該当

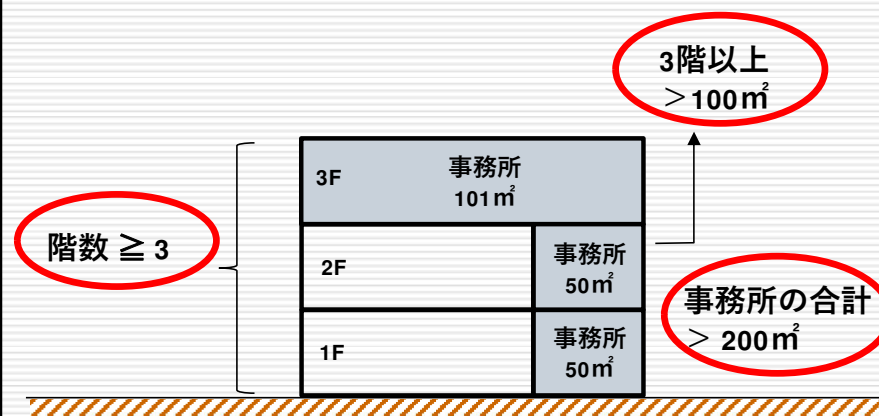
条件2	
① 階数が3以上	○
② 事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの	○
③ 以下のどちらかを満たすもの。 A. 地階における床面積の合計が100㎡を超えるもの B. 3階以上の階における床面積の合計が100㎡を超えるもの	○

↓ どれか非該当

対象外

事小

事



報告が必要

対象の考え方(事例紹介5 小規模民間事務所等)

条件1	
① 階数が4を超える	×
② 事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	×
③ 以下のどちらかを満たすもの。 A. 地階における床面積の合計が100㎡を超えるもの B. 3階以上の階における床面積の合計が100㎡を超えるもの	

↓ どれか非該当

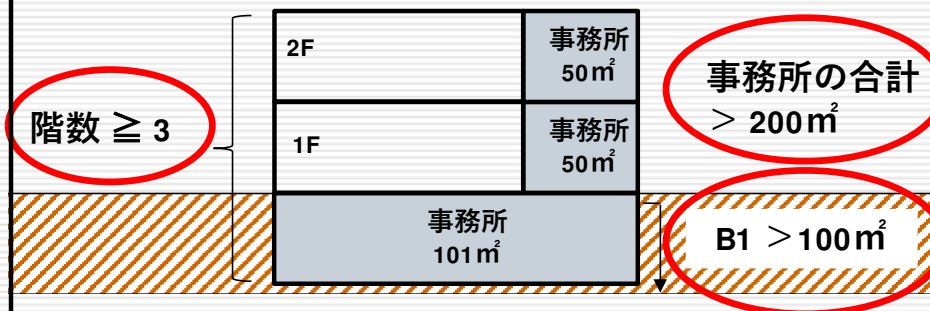
条件2	
① 階数が3以上	○
② 事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの	○
③ 以下のどちらかを満たすもの。 A. 地階における床面積の合計が100㎡を超えるもの B. 3階以上の階における床面積の合計が100㎡を超えるもの	○

↓ どれか非該当

↓ 全て該当

↓ 全て該当

対象外 **事小** 事



報告が必要

対象の考え方(事例紹介6 小規模民間事務所等)

条件1	
① 階数が4を超える	×
② 事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	×
③ 以下のどちらかを満たすもの。 A. 地階における床面積の合計が100㎡を超えるもの B. 3階以上の階における床面積の合計が100㎡を超えるもの	○

↓ どれか非該当

条件2	
① 階数が3以上	○
② 事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの	○
③ 以下のどちらかを満たすもの。 A. 地階における床面積の合計が100㎡を超えるもの B. 3階以上の階における床面積の合計が100㎡を超えるもの	○

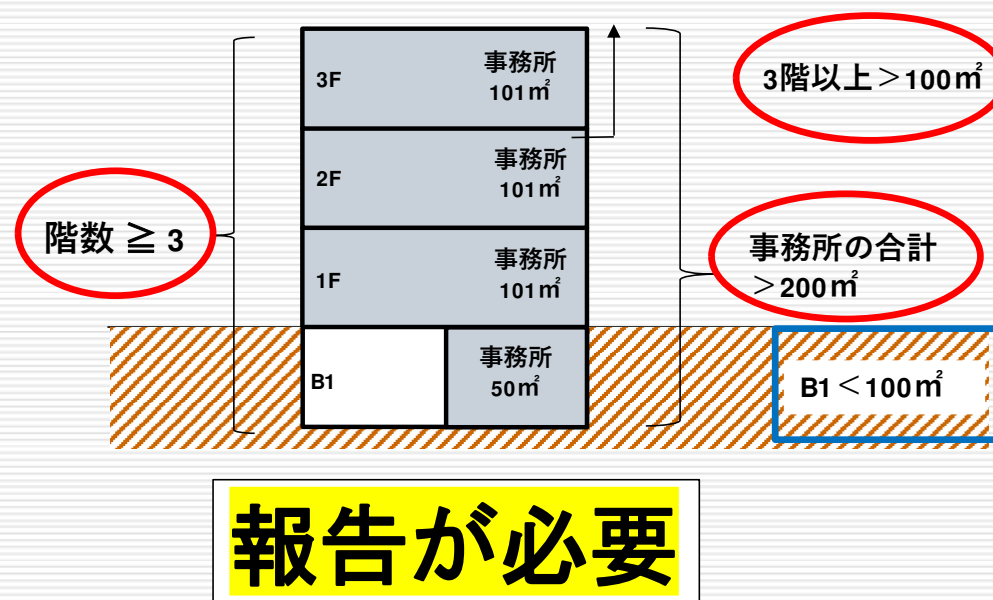
↓ どれか非該当

対象外

事小

事

↑ 全て該当



対象の考え方(事例紹介7 対象外)

条件1	
① 階数が4を超える	×
② 事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	×
③ 以下のどちらかを満たすもの。 A. 地階における床面積の合計が100㎡を超えるもの B. 3階以上の階における床面積の合計が100㎡を超えるもの	○

↓ どれか非該当

条件2	
① 階数が3以上	×
② 事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの	○
③ 以下のどちらかを満たすもの。 A. 地階における床面積の合計が100㎡を超えるもの B. 3階以上の階における床面積の合計が100㎡を超えるもの	○

↓ どれか非該当

対象外

事小

事

全て該当

全て該当



報告が不要

対象の考え方(事例紹介8 対象外)

条件1	
① 階数が4を超える	×
② 事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	×
③ 以下のどちらかを満たすもの。 A. 地階における床面積の合計が100㎡を超えるもの B. 3階以上の階における床面積の合計が100㎡を超えるもの	×

↓ どれか非該当

条件2	
① 階数が3以上	○
② 事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの	○
③ 以下のどちらかを満たすもの。 A. 地階における床面積の合計が100㎡を超えるもの B. 3階以上の階における床面積の合計が100㎡を超えるもの	×

↓ どれか非該当

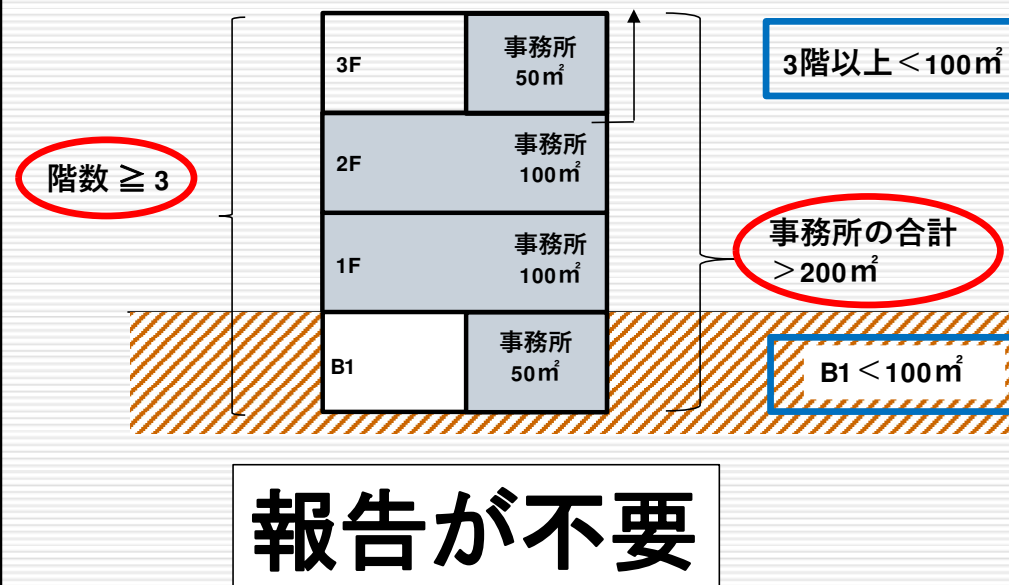
対象外

事小

事

全て該当

全て該当



Ⅱ-④ よくある質問について

よくある質問

□（質問）

毎年、消防へ点検報告しているので必要ないのではないか？

□（回答）

消防へ報告いただいているものは、消防用設備等点検報告制度に基づくもので、建築基準法の報告とは異なるものです。

建築基準法に基づく定期報告は、防災上の問題を早期に発見し、事故等を未然に防ぐために建築の性能や安全性、経年劣化・損傷の状況についての調査、建築設備、防火設備の機能や作動状況等の検査を行い報告するものであり、消防点検とは異なり、**こちらも報告が必要となります。**

よくある質問

□（質問）

用途変更により対象物件となった場合の時期はどう扱うか？

□（回答）

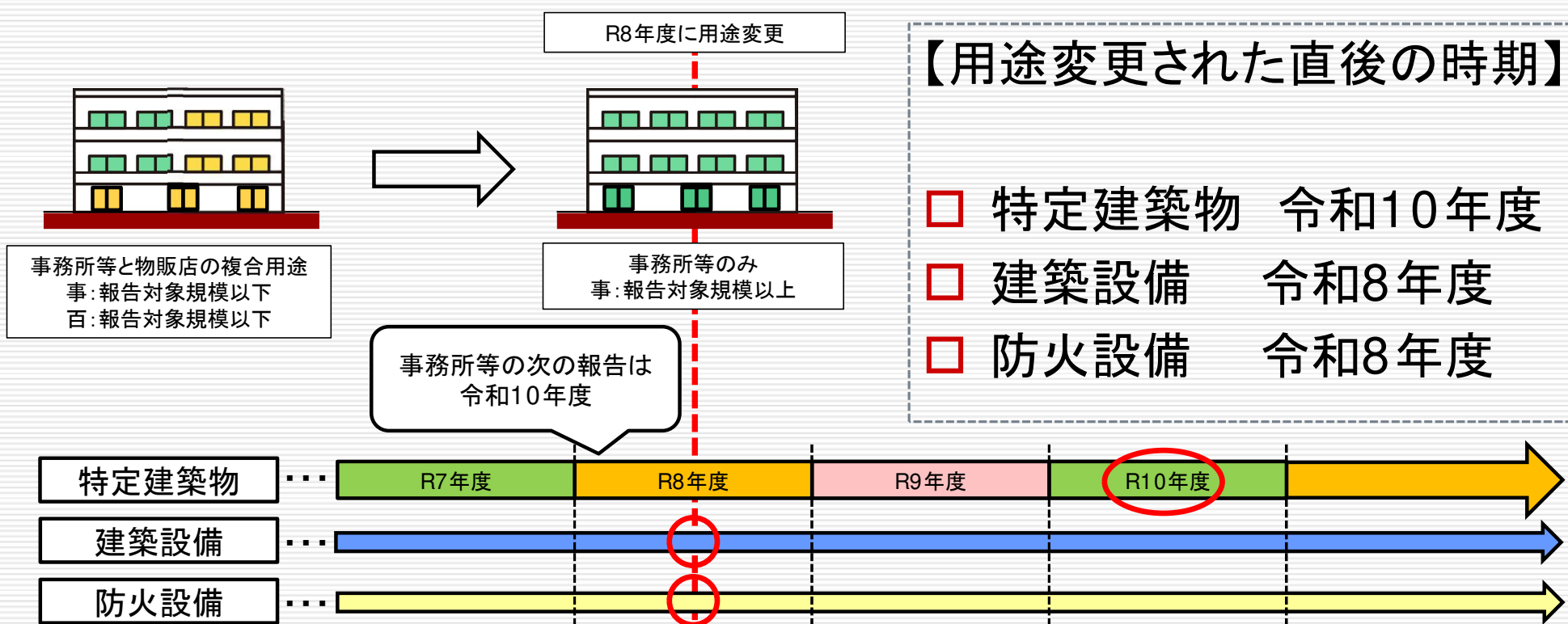
【報告対象外 ⇒ 報告対象 に用途変更した場合】

用途変更された時点以降に対象となります。その直後の時期に報告してください。

【報告対象 ⇒ 報告対象外 に用途変更した場合】

用途変更された時点以降から対象外となります。後に用途変更をして報告対象建物となった場合は、用途変更された時点以降に対象になります。

報告対象 に用途変更した場合の例



よくある質問

(質問) 対象用途と対象外用途が混在している場合

報告規模を判断するための面積は？

原則、共用部分(廊下、階段、エントランス、共用トイレ等)は、対象用途と対象外用途の面積比率に応じて按分して算出した面積を、それぞれの用途に加えた面積の合計で判断してください。

調査・検査の範囲は？

定期報告の対象範囲は、原則、対象用途部分及び全ての共用部分について行ってください。ただし以下の場合にはご注意ください。

- 共用部分について、対象用途外の部分のみにある共用部分は、定期報告の必要はありません。
- 敷地及び地盤、建築物外部、屋上及び屋根については、建物全体について調査、報告を行う必要があります。(小規模民間事務所等を除く)

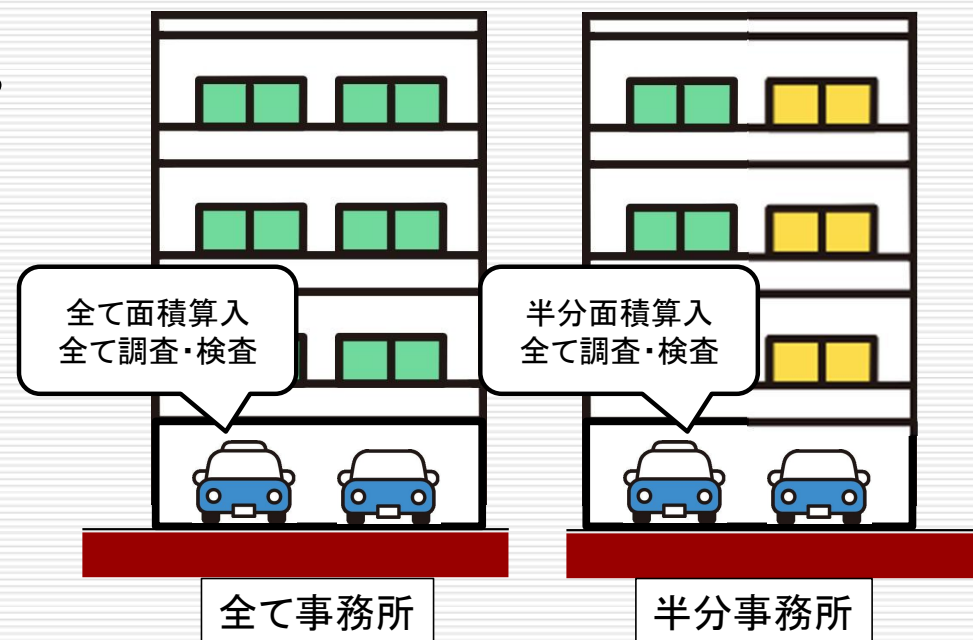
よくある質問

□ (質問)

1階を駐車場、2階以上を
事務所として利用している場合は？

□ (回答)

用途に附属する駐車場は報告対象
規模を判断する対象用途に算入し、
混合用途の場合は按分して算入します。
調査・検査は駐車場全てを行います。



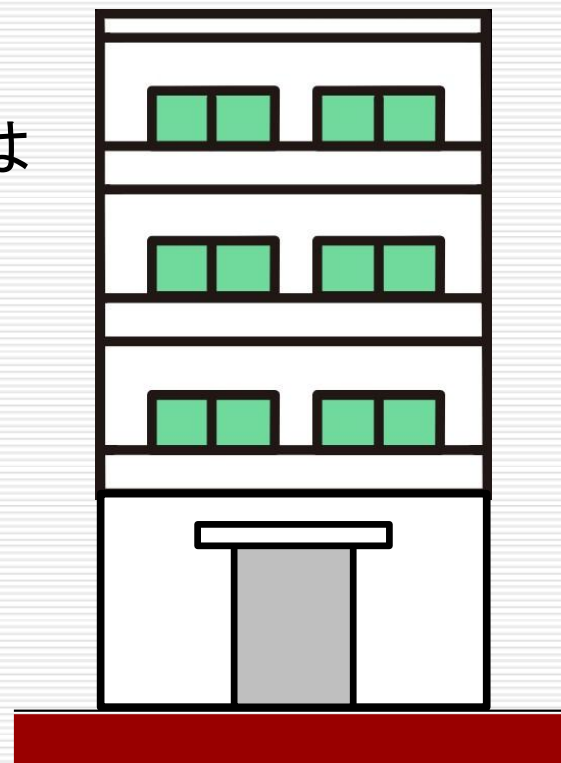
よくある質問

□ (質問)

主用途が事務所の建物に附属する倉庫等は対象面積に算入するか。

□ (回答)

事務所に附属する倉庫等は、事務所を構成する一部として考え、事務所として対象面積に算入します。ただし使用状況等を勘案して主用途に附属されないと判断され、対象面積に算入しない場合があります。



よくある質問

□ (質問)

物流センターは報告の対象外か？

□ (回答)

事務所のためではない主用途が倉庫の建物は
報告対象判断の面積算定では除外してください。
ただし、施設内に報告対象規模以上となる
事務所用途があれば、
報告が必要になります。

細かく確認されたい方は特定行政庁まで。



ご清聴ありがとうございました。

大阪市 計画調整局 建築指導部 監察課（特定建築物）	06- 6208- 9312
大阪市 計画調整局 建築指導部 建築確認課（建築設備・防火設備）	06- 6208- 9304
堺市 建築都市局 開発調整部 建築防災推進課	072- 228- 7482
岸和田市 まちづくり推進部 建設指導課 建築指導担当	072- 423- 9571
和泉市 都市デザイン部 建築・開発指導室	0725- 99- 8141
羽曳野市 都市開発部 建築指導課	072- 958- 1111（内線2555）
大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築安全課 監察・指導グループ	06- 6210- 9729

